

新型コロナウイルス感染症に関わる人権への配慮について

各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関わる差別やいじめの防止、また、ワクチン接種についても同様に差別やいじめの防止に向けて、児童生徒への指導や保護者への啓発を行っていることと思います。

この度、これまで発出してきた通知、作成した学習教材やリーフレットの内容等を整理するとともに、新たにワクチン接種に関わる人権への配慮について追加した校内研修用のスライド資料を作成しました。

指導者が説明部分を読んでいただくだけでも理解は図れますが、より共通理解を深め、指導力の向上も図れるように演習も実施できるようにしています。ぜひ、人権教育や生徒指導等の担当の先生にファシリテーターを務めていただき、教職員全体での研修の実施をお願いします。

1 研修プログラムの構成（研修実施時間の目安 60分）

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① 人権学習や人権研修を振り返る | （演習・解説 15分） |
| ② コロナ差別やコロナいじめの防止 | （説明 10分） |
| ③ 児童生徒の感染が確認された際の指導 | （演習・解説 20分） |
| ④ ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止 | （演習・解説 15分） |

※ すべての演習を実施する必要はありませんが、実施する研修の中で、中心とする項目については、理解を深め対応力の向上を図るために演習の実施をお願いします。

※ 演習を小グループで行う場合には、職種や経験年数、校務分掌等を考慮し、様々な立場の人が一緒になるようグループ編成を工夫してください。

2 各項目における留意点等

① 人権学習や人権研修を振り返る

初めに、これまでの人権教育や人権学習の取組について振り返ってみます。

人権問題は、多くの人権課題と複合的に関わる問題もあります。そのため、人権課題を相互に関連させて学習を進めることにより、人権尊重の意義や偏見・差別の不合理について、具体的かつ多面的に考えることが大切です。

コロナ差別に関しては、ハンセン病問題を想起させるだけでなく、HIV・エイズへの偏見・差別、東日本大震災における避難者への差別やいじめ、水俣病に関する偏見・差別等についても思い起こさせます。

ハンセン病問題では、患者への隔離政策だけでなく、官民一体で行われた無らい県運動は、地域社会からの徹底的な排除となり、ハンセン病への偏見や患者へのスティグマ（負の烙印）を強化しました。それだけでなく、その偏見・差別は家族等に及び、「死んでなお故郷に帰れない」遺骨が、療養所の納骨堂に多数納められているという現実があります。

それでは、他の人権課題との共通するところはどんなことでしょうか。

差別を客観的に見たときの図が6枚目のスライドです。

見えないもの（例えばウイルスや細菌、放射能、偏見等）を、見える「人」に置き換え、危ない、汚いなどとレッテルを貼り、その「人」を遠ざけようとします。そして、自分や家族等が差別を受けないために、その問題と関係を持たないようにします。これは、合理的な理由もなく人とのつながりを拒否する行為であり、地域社会からの排除にもつながりかねません。

また、インターネットの発達した現代では、個人を特定して、その個人情報やプライバシーを公開することもあります。

これらの行為を行う側には、自分の安全を守るため、相手（受ける側）のため、社会のためなどの理由がある場合もあり、そこには差別する意思や意図はないかもしれませんが、受ける側からすると、これらの行為は差別であり、プライバシーの侵害です。

② コロナ差別やコロナいじめの防止

令和2年に作成した校内研修資料や学習教材、保護者向けリーフレットを用意して、「偏見・差別による感染拡大のメカニズム」を確認しながら進めてください。

新型コロナウイルスについては、令和2年当時に比べて「未知のウイルス」ではなくなってきており、ワクチンも開発されていますが、人々の「不安」が、偏見・差別につながっていることは変わっていません。

③ 児童生徒の感染が確認された際の指導

県立学校においては、「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】Ver3」（岡山県教育委員会 令和3年8月）にも記載していますので、改めてご確認ください。

その他の学校においては、添付の資料を参考にしてください。

④ ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止に向けての指導内容については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（文部科学省 令和3年6月）や「新型コロナウイルスワクチン接種に関わる差別やいじめの防止について」（岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 令和3年7月）にも記載していますので、改めてご確認ください。

また、事例の問題点を考えることを通して、児童生徒の生きづらさにつながっているその他の同調圧力はないか、また、個人のアイデンティティやプライバシーを無遠慮に尋ねていることはないか、知り得た個人情報や個人のプライバシーに関わる情報を本人に無断で他人に伝えていることはないかなど、振り返って気づきがあれば、ぜひ研修の中で共有してください。

新型コロナウイルス感染症に罹患した児童生徒の人権への配慮について

1 児童生徒の感染が確認された際の指導について

- 感染した児童生徒への偏見・差別は許されないこと
 - ・ いじめやH I V感染者への偏見差別、ハンセン病問題など、これまで学習してきた人権問題との関連を図り、感染した人をいじめたり、差別したりする行為は、絶対に許されないことを指導しましょう。
 - ・ 誰でも感染する可能性があり、感染した人が悪いわけではなく、責められるものではないことや、偏見差別が広がると、自分自身の感染を疑った人がそれを隠すようになり、結果として感染の拡大につながることを伝えましょう。
- 感染した児童生徒を特定しようとしたり、うわさ話をしたりしないこと
 - ・ 感染者を特定しようとしたり、うわさ話をしたりする行為は当事者の心を傷付け、追い込むことにもなりかねないことを指導しましょう。
 - ・ その際、自分が感染した本人だったら、周囲の人にどんなことをして欲しいのか、どんなことはして欲しくないのかを考えさせましょう。
- 感染した児童生徒の個人情報等をインターネット上に掲載しないこと
 - ・ 感染した児童生徒について、学年、クラス、部活動等の個人情報、感染前の行動や発言をインターネット上に公開することはプライバシーの侵害にあたることを指導しましょう。

2 指導後における他の児童生徒等への対応について

- 感染者が誰なのか、質問があった場合
児童生徒の中には、感染の不安を抱えて質問してきている場合もあります。知らない
と嘘をつくなど、不誠実な対応をすることは、信頼を損なうことにつながります。感染
拡大防止のための必要な情報は、学校から知らせていることをまずは伝え、「なぜ、感染
者を知りたいのか」を問い、児童生徒自身にその質問の意味を考えさせましょう。そし
て、感染者を特定することは、感染拡大防止につながらない上、プライバシーの侵害と
なる恐れがあることを踏まえ、「答えることはできない」と伝えましょう。
- 感染者が誰なのか、児童生徒同士でうわさ話をしている場合
頭ごなしに叱るのではなく、どのような気持ちで話をしていたのか尋ね、感染への不
安があれば、相談室や保健室等での個別の相談を勧めましょう。また、興味本位の場合
には、1で指導した内容を再確認し、自分自身が感染した場合を想像させた上で、この
ような行為をやめるよう指導しましょう。
- 感染した児童生徒を責める言動があった場合
児童生徒が感染したことによる臨時休校や部活動停止等に対する不安・不満等があれ
ばそれを受け止めつつ、1で指導した内容を再確認し、感染した児童生徒も精神的に傷
付いていることを伝えたり、どのような気持ちで療養しているか想像させたりして、誰
も傷付くことがないようにするための行動を促しましょう。
- 感染した児童生徒について、保護者からの問合せがあった場合
感染した児童生徒の学年、住所、家族構成、所属する部活動等の問合せがあっても、
個人情報に当たるので答えられないことや、県（保健所）の発表以上のことは答えられ
ないことを伝えましょう。